

顕彰規程施行細則

昭和 62 年 3 月 13 日 決 定 平成 13 年 3 月 6 日 一部改正
平成 9 年 3 月 7 日 一部改正 令和元年 9 月 27 日 同 上

(総 則)

第 1 条 この細則は、社会福祉法人北海道社会福祉協議会顕彰規程（以下「顕彰規程」という）第 12 条の規定に基づき、北海道社会福祉協議会会長顕彰に関する事項について定めるものとする。

(優良社会福祉協議会表彰の資格)

第 2 条 優良社会福祉協議会は、市町村社会福祉協議会、又は市町村の一部を区域とする社会福祉協議会で、活動が特に優れ他の範と認められるものとする。

ただし、事業振興部門及び組織整備部門毎に表彰することができる。

(役員 の 範 囲 及 び 手 続 き)

第 3 条 顕彰規程第 4 条に規定する役員とは、次に掲げるものをいう。

(1) 理 事

(2) 監 事

(3) 評議員（社会福祉法人格を有する団体で、評議員会が議決機関となっているものに限る。）

2 前項第 3 号に定める評議員を推薦する場合は、当該団体の定款を添付しなければならない。

(社会福祉協議会活動推進者の範囲)

第 4 条 社会福祉協議会活動推進者とは、社会福祉協議会における部会・委員会等の構成員として、社会福祉協議会が実施する事業に積極的ににかかわり、地域福祉向上につとめ、その功績が顕著で他の範と認められる者とする。

(感謝の対象及び資格)

第 5 条 感謝は民間社会福祉事業のために労力的、経済的、又はその他の方法により協力した個人及び団体に対し、次の基準により顕彰する。

(1) 労力的援助

在宅福祉サービス活動など社会福祉協議会活動におけるボランティアとして 10 年以上におよび協力・援助した個人及び団体。

なお、社会福祉施設への協力活動、その他の労力的援助活動等については、全道的視野において顕彰に値し、他の範と認められるものとする。

(2) 経済的援助

社会福祉協議会の運営、基金造成及びボランティアセンター預託金等として協力・援助した個人及び団体。

- ・ 寄付金

1 件 100 万円以上, 若しくは, 寄付が継続してなされ寄付金額が合算で 100 万円を超えた場合。

- ・ 土地その他の援助

上記の寄付金相当額以上 (時価) とする。

(勤続, 従事年数の算定)

第 6 条 被顕彰候補者の勤続, 従事年数の算定は次のとおりとする。

(1) 勤続年数の算定期間は, 原則として当該年度の 4 月 1 日現在で算定する。

ただし, 民生委員・児童委員功労者に関しては, 同委員の改選年度に限り 11 月 30 日現在で算定することができる。

(推薦数等)

第 7 条 推薦枠数は特に設けないので, 顕彰の要件を満たすものについて全員推薦することができる。ただし, 本会の定めた推薦書提出期限後の追加推薦は認められないものとする。

(推薦書様式)

第 8 条 顕彰規程第 9 条に基づく推薦は, 次の各号に定める推薦書様式による。

(1) 優良社会福祉協議会の推薦は, 別添様式 [第 1 号](#) による。

(2) 社会福祉協議会役員及び社会福祉施設役員の功労者の推薦は, それぞれ別添様式 [第 2-1 号](#), [第 2-2 号](#) による。

(3) 民生委員・児童委員功労者の推薦は, 別添様式 [第 3 号](#) による。

(4) 社会福祉協議会活動推進功労者の推薦は, 別添様式 [第 4 号](#) による。

(5) 社会福祉協議会職員及び社会福祉施設職員永年勤続功労者の推薦は, それぞれ別添様式 [第 5-1 号](#), [第 5-2 号](#) による。

(6) 社会福祉事業協助者の推薦は, 別添様式 [第 6 号](#) による。

(推薦書作成要領)

第 9 条 顕彰規程第 9 条に基づく推薦は, 次の要領によるものとする。

(1) 推薦書は審査の段階ではそれぞれ独立して扱うもので, 各葉ごとに「推薦者=市町村社会福祉協議会長」の記名・捺印を忘れないこと。

(2) 記載する文字・数字等は, すべて「楷書」で明記すること。特に氏名に関しては戸籍上の名義を記入すること。

(3) 役職及び機関に関しては, 勤続年数の内訳なので, 期間, 所属, 職名等を具体的に記入すること。

(4) 既往における顕彰の有無に関しては, 受彰年月日, 彰名 (表彰者名を含む) 及び功績名等を明記すること。

(5) 功績 (顕彰推薦に価する功績等) の内容に関しては, 明確に箇条書にすること。

附 則

この細則は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和元年 9 月 27 日から施行し、令和元年 9 月 20 日から適用する。